

介護保険制度の概要

制度の概要

1. 介護保険制度とは

介護保険は、介護や支援が必要になった方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会全体で支える制度です。

市町村は、介護保険法第117条により、高齢者の健康、福祉及び介護に関わる施策全般について体系的、計画的に推進するため、3年を一期とす

る「介護保険事業計画」を定める必要があります。

大津市では、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする『第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』（以下、「第9期計画」といいます。）を策定しています。

第9期計画の目的

わが国では高齢化の進展により、単身高齢世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加により、介護保険制度や高齢者福祉の重要性はさらに高まっていくと考えられます。

こうした状況の中、本市では、第8期計画の基本理念

を継承し、「地域の中でいきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまちおおつ」を実現するために、第9期計画を策定し、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、あんしん長寿相談所の機能強化など、地域支援事業の充実を進め、持続可能な制度運営に努めています。

「第9期計画」基本理念

「地域の中で いきいきと自分らしく

安心して暮らし続けられるまち おおつ」

【基本目標】

- 1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち
(在宅医療・介護連携の推進)
- 2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち
(認知症施策の推進)
- 3 地域の中で安心して暮らせるまち
(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)
- 4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち
(介護予防サービス・生きがいづくりの推進)
- 5 必要な介護保険サービスを利用できるまち
(介護保険サービスの充実)

〈広告〉



株式会社Logic



ナースステーション

ひより

真野店

「訪問看護事業所」

ご案内

※高齢者・障がい者の方が、いつまでもわが家で、「安心」「安全」「笑顔」に生活できるよう、お客様に寄り添います。

※在宅での医療処置をはじめ、体調、症状コントロール、リハビリ、ターミナルケアなど、主治医・関係事業所と連携し、サポートいたします。

〒520-0232 大津市真野4丁目21-30 奥出テナント1F-B TEL:077-574-0504 FAX:077-574-0505

2.介護保険の被保険者

40歳以上の方は、その方が住所を有する市町村が行う介護保険の被保険者になります。

65歳以上の方は「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の方は「第2号被保険者」になります。



	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	大津市に住所を有する65歳以上の方 日本に3か月を超えて滞在し、大津市に住所を有する外国人の方も被保険者になります。	大津市に住所を有する40歳以上65歳未満の方で、医療保険に加入している方
サービスを利用できる方	日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた方	脳血管疾患など加齢にともなう16種類の特定疾病（※）が原因で、日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた方
被保険者証について	交付申請手続きは不要です。65歳の誕生日の前月に送付します。（誕生日が1日の場合は前々月に送付します。）	要介護又は要支援認定を受けた方のみ、認定後に送付します。
保険料の納付方法	年金からの天引き又は大津市が送付する納付書で納付	医療保険料で徴収

※特定疾病とは、下記の16種類です。

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

〈広告〉


Rashikuru
 訪問看護ステーション
 大津市本堅田5丁目12-11
 TEL 050-5799-8466
 FAX 077-573-3301
 Instagram  HP 

— 地域を笑顔に —
訪問看護ステーション円
 **077-572-6764**


 滋賀県大津市富士見台15-36

目の前のあなたを大切にしたい…
訪問看護ステーション さくらんぼ

24時間365日体制 **緊急時対応体制**
 訪問看護 経験豊富なスタッフが揃っています 「相談しやすさ」を大切にしています
 まずはご相談ください
TEL.077-572-5763
FAX.077-572-5764
 大津市本堅田6丁目31番29号 営業日 月～土 8:30～17:30
 さくらんぼ 

3.介護予防・日常生活支援総合事業

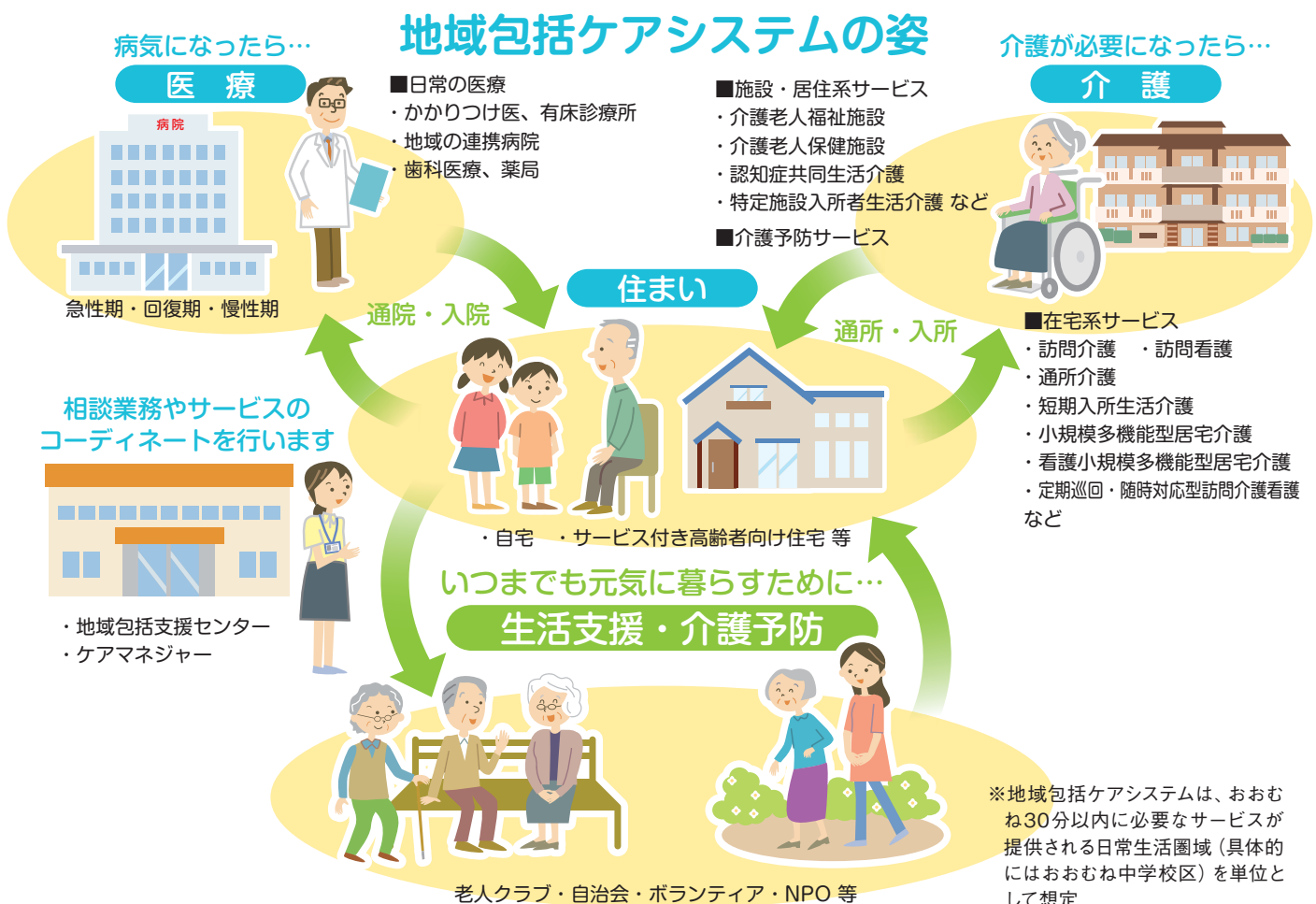
問 長寿福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」といいます。)とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

地域包括ケアシステムの深化・推進について

- 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は穏やかだが人口は減少する町村部など、高齢化の進展状況には大きな地域差があります。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが必要です。



4.要介護・要支援・事業対象者認定区分と状態の目安

認定の結果は次のとおり8つの区分に決定されます。

非該当(自立) 事業対象者	現在は自立して生活されているので、介護保険のサービスは利用できませんが、将来的に要介護(要支援)状態にならないために地域支援事業サービスなどを利用することができます。 ※サービスを利用するには、基本チェックリストなどによる判定が必要です。詳しくは15ページをご覧ください。	
要支援1	日常生活の一部に何らかの介助を必要とされている方です。心身の状態の悪化を防ぎ、自立した生活を過ごせるよう、介護予防サービスなどを利用することができます。	
要支援2		
要介護1	日常生活において介助を必要とされている方です。生活機能の維持・改善を図り、できる限り自立した生活を過ごせるよう、介護サービスなどを利用することができます。	
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		



介護にかかるご相談は、
大津市社会福祉事業団へお寄せ下さい。

社会福祉法人
**大津市
社会福祉事業団**

- ◆デイサービス事業
- ◆ホームヘルプ事業
- ◆居宅介護支援事業
- ◆地域包括支援事業
- ◆特別養護老人ホーム

本部事務局 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津5階

TEL.077-527-9552
FAX.077-521-0787

カーサ月の輪 TEL:077-547-0950
デイサービス・ショートステイ TEL:077-547-0951
大津市月輪1丁目12番8号

長等の里 TEL:077-510-0017
デイサービスセンター TEL:077-510-0018
大津市神出開町260番9

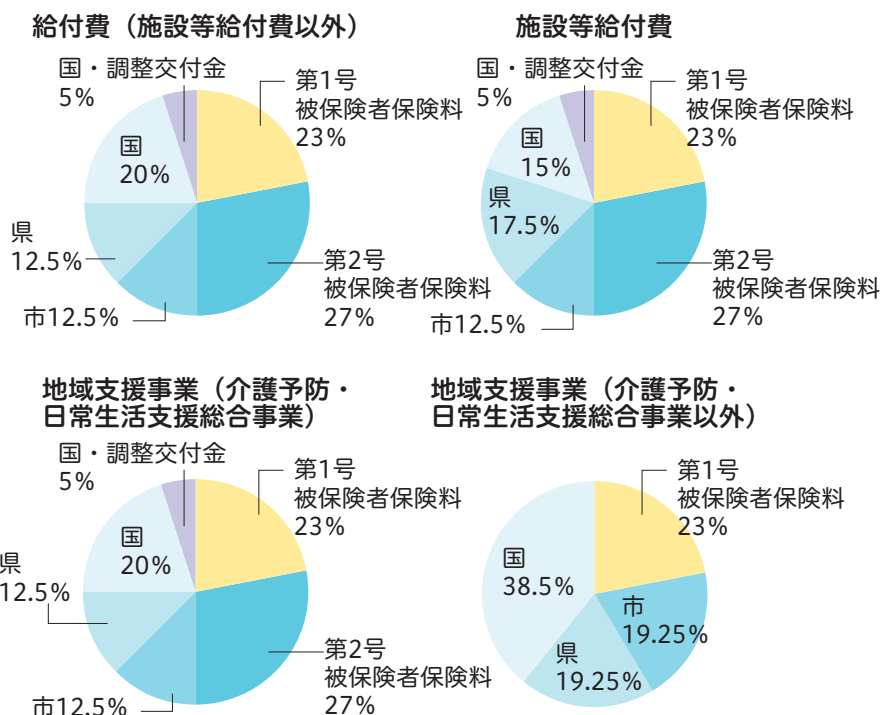
デイサービスセンター まつもと TEL:077-522-8750
大津市松本2丁目12-26



5.費用の負担と保険料

費用の負担

介護保険の保険給付・地域支援事業に要する費用の負担割合は介護保険法で定められています。



※第1号被保険者の保険料と調整交付金の割合は上記が原則ですが、市区町村により異なります。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の負担額の決め方と納め方

全国で介護保険事業に要する費用のうち、第2号被保険者が負担すべき総額をもとに、国が1人あたりの負担額を算出します。第2号被保険者の方は、加入している医療保険の中で、医療分と介護分を合わせて負担し、負担額は医療保険者が決定します。

負担するのは原則として40歳到達月から、65歳到達月の前月までです。

●国民健康保険に加入している方

決め方：保険料は医療保険分(基礎賦課額)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護納付金賦課額} = \text{所得割 (第2号被保険者の所得に応じて計算)} + \text{均等割 (世帯の第2号被保険者の人数に応じて計算)} + \text{平等割 (第2号被保険者の属する世帯で1世帯あたりで計算)}$$

国民健康保険料の中に介護保険分(介護納付金賦課額)も含めて、世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入されている方

加入されている医療保険者(健康保険組合や共済組合など)が、医療保険各法の規定に基づき決定します。

$$\text{介護納付金賦課額} = (\text{標準報酬月額} + \text{標準賞与額}) \times \text{介護保険料率}$$

医療保険分と介護保険分を併せて給与及び賞与から差し引かれます。

第1号被保険者の介護保険料

令和8(2026)年度の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	区 分	保険料額(年)
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が82.65万円以下	基準額×0.285 19,545円
第2段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円以下	基準額×0.485 33,261円
第3段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円超	基準額×0.685 46,977円
第4段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、 本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が82.65万円以下	基準額×0.800 54,864円
第5段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、 本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が82.65万円超	基準額 68,580円
第6段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円未満	基準額×1.130 77,495円
第7段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円以上125万円未満	基準額×1.200 82,296円
第8段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.350 92,583円
第9段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満	基準額×1.570 107,670円
第10段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満	基準額×1.795 123,101円
第11段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満	基準額×2.055 140,931円
第12段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額×2.260 154,990円
第13段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.365 162,191円

※世帯は賦課期日(年度の初日4月1日、年度途中資格取得の場合は資格取得日)現在の世帯です。

※合計所得金額とは、年金・給与・事業・譲渡などの所得(損失の繰越控除適用前)を合算した額で、各種所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)をする前の金額です。ただし、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、これを控除した後の額とします(マイナスの場合は0円)。

また、所得段階が第1～5段階のみ、公的年金に係る雑所得を控除した金額を用います。なお、所得段階が第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

※課税年金収入額とは障害年金、遺族年金以外の年金収入をいいます。

※国の低所得者向けの保険料軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料が軽減されています。

※令和7年度の税制改正において、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。この引き上げにより、令和6～8年度の介護保険事業計画における想定しない影響を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令の見直しが行われました。

これにより、令和8(2026)年度の介護保険料の算定においては、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を基に計算しますので、市民税が非課税でも介護保険料の算定では課税としてみなす場合や、介護保険料の算定に用いる合計所得金額が市民税等の算定に用いる合計所得金額と異なる場合があります。

年度途中に第1号被保険者の資格を取得・喪失されたとき

所得段階区分別の保険料にその年度に納付義務を有する（資格の取得月は納付対象、喪失月は納付対象外）月数を乗じ、その年度に本来納付すべき月数（12）で除してその年度の年間保険料を算出します。

65歳到達の場合は誕生日の前日に65歳に到達することになり資格を取得します。

喪失は原則として異動日の翌日ですが、異動日に他の保険者の被保険者になった場合（転出）は、異動日が喪失日になります。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{資格を有していた月数}}{12\text{月}} = \text{年間保険料額}$$

第1号被保険者の保険料の納め方

特別徴収（年金天引き）

4月に大津市に在住で年金を年額18万円以上受給されている方は、介護保険法の規定に基づき、年金保険者（日本年金機構、各共済組合）が年金の定期支給時（年6回偶数月）に本人に代わって年金から特別徴収（天引き）し、市に納入します。

年金の支払い月に差し引かれます。

4月

6月

8月

10月

12月

2月

普通徴収

年金から特別徴収できない方は、納付書又は口座振替で納付します。（普通徴収といいます。）

口座振替は、指定金融機関等（納付書に記載のある金融機関、三菱UFJ銀行及びゆうちょ銀行）でできます。口座振替をされる方は口座をお持ちの金融機関等の窓口で手続きをお願いします。

●普通徴収の対象者

- ・年度途中で、大津市の第1号被保険者になった。（65歳到達・転入）
→おおむね半年から1年間は普通徴収となり、その後特別徴収が可能な方は、自動的に特別徴収に切り替わります。
- ・年金記録の訂正を申し出た。
- ・年度途中で保険料の所得段階区分が変更になった。
→年度途中で特別徴収額の変更はできないため、年度途中で保険料額が増加した方は、増額分を普通徴収し、保険料額が減少した方は、停止できる年金支給月から特別徴収を停止し、残額を普通徴収します。

保険料を納付するのが困難なときは

災害などの特別な理由により納付が困難な場合は、徴収猶予や減免などの制度がありますのでご相談ください。

保険料を滞納すると

保険料を滞納していると、次のように保険給付が制限される場合があります。

- ・1年以上滞納すると、介護サービスの利用が一旦全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が払戻しされます。
- ・1年6か月以上滞納すると、利用料の全額を自己負担した上で、申請後も保険給付が一時差止になることや、差止となった保険給付から滞納保険料額が差し引かれることがあります。
- ・滞納が2年を過ぎると、滞納期間に応じて利用者負担割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費などの利用者負担の軽減制度（30～33ページ参照）を利用することができなくなります。